

平成三十年

第二回定例会一般質問

# 区政報告

千代田区議会議員

桜井ただし

## 平成30年第2回定例会一般質問

○25番（桜井ただし議員） 質問に入る前に、5月18日、大阪府北部を震源とする震度6弱の地震がありました。この地震で亡くなられた方々にご冥福をお祈りするとともに、被害に遭われた方々にお見舞いと一日も早い復旧・復興をお祈りしたいと思います。特に小学校のブロック塀が倒れその下敷きになって幼い児童が亡くなられました。市はこれが違法建築であることを認め教育委員会は認識が甘かったとして謝罪をいたしました。当区においてもこのようなことのないよう早急な調査と対応を求めるものです。

それでは、質問に入らせていただきます。

平成30年第2回定例会において自由民主党議員団の一員として一般質問をいたします。

まず初めに、今月6月13日、参議院本会議で採決・成立した改正民法について質問をいたします。

成人年齢が20歳から18歳へ引き下げられるというこの改正は、約140年ぶりということで、新聞の報道でも全紙が大きく取り上げられています。政府は、成人年齢の引き下げの狙いについて、若者の自立を施し、社会の活性化、活力につなげることを。選挙権年齢と成人年齢をわかりやすく統一すること。そして社会参加する若者を増やしていきたいとして2022年4月1日に施行の予定をしています。

成人年齢は明治9年に20歳と定められましたが、今回の引き下げで18歳や19歳は民法上成年として扱われます。例えば、18歳でも親の同意なしに携帯電話やローンなどの契約ができたり、法定代理人抜きで民事裁判を起こせたり、結婚できる年齢が男性は変わ

りありませんが、女性は16歳以上を男女とも18歳以上に統一されます。性同一性障害の人は18歳から家庭裁判所に性別変更を申し立てできるようになり、パスポートの取得から旅券法など、関連する22の法律も改められます。

一方、大人の定義を引き下げても、飲酒や喫煙といった健康への影響を考慮したものは現状どおりとして20歳未満は禁止とすること。競馬や競輪などのギャンブルについても、非行につながることから禁止を維持します。今後は歴史的制度改正に対する国民の理解をどのように広げ、混乱を最小限に抑えていくかが大きな課題と言えます。

この民法という法律は、私たちの市民生活において個々の人の意思を尊重する社会のルールであり、司法の代表的なものです。この法律が約140年ぶりに大きく変わることですから、まずこの法改正について、区としてどのように認識をしているのか、お尋ねをいたします。

民法は、国や地方公共団体などの公、公の機関がかかわる公法ではなく――「おおやけ法」ですね。ではなく、一般市民について定められた私法、「わたくし法」ですので、民法の改正が直接的に地方公共団体などの運営そのものに影響を与えるということではないと思います。しかしながら、区民の生活に係った法律が改正されるということ、新聞などマスコミでもいろいろと報道がなされたり、先ほども述べましたが、18歳に引き下げられるものと20歳が維持されるものが混在しているという報道もあります。このため、一体何がどう変わるのか、自分たちの子どもや孫たちの生活にどのような影響があるのだろうかといった不安の声も聞こえてきます。

読売新聞が今年3月から4月に実施した世論調査では、成人年齢の引き下げは、「反対」が56%、「賛成」が42%と、反対が賛成

を上回ったそうです。今まで経験のない若者たちが消費者被害の若年化が進み、悪徳商法の標的になるのではと心配されるのも当たり前のことです。

そこでお尋ねします。今回の法改正によって区民生活にどのような影響があると区はお考えなのでしょう、お尋ねをしたいと思いません。

まだ改正法が成立したばかりで施行されておりませんので、法改正を受けて本区としてどのような対応をする必要があるかについて明確な答えは出ないのだからかとは思いますが、区は区民に一番身近な自治体ですから、常に区民の皆さんの気持ちを敏感に感じ取って早目に対応をとる必要があると思います。

そこでお尋ねします。少なからずとも区民生活に影響がある法律改正がなされたことを踏まえ、区民に一番身近な自治体として今後何をすべきだとお考えなのでしょう。区民生活にかかわる140年ぶりの法改正を踏まえた本区の姿勢についてお聞かせいただきたいと思えます。

次に、区の街路樹について質問をいたします。

最近、街路樹の維持管理のあり方について議論が絶えません。そもそも樹木を植える目的とは何でしょうか。CO2の削減など環境維持のため、防火防災の手段のため、豊かな社会空間をつくるため、まちづくりの1つとして、また社会の活性化の手段など、さまざま言われております。しかし、どの街路樹も成長に伴い植樹された環境にそぐわないものが必ず出てきます。当然そのときにはその樹木をどのように更新していくのかの判断をしなければなりません。本区においても植栽された樹木の歴史をたどると樹木にとっては大変気の毒な点がありました。

千代田区道路整備方針、こちらです。まだ素案で、委員会で意見を

もらっているさなかでございませうとのこととありますが、この中でも紹介をされておりますけれども、千代田区の街路樹は明治40年に当時の東京市が街路樹用の苗木の育成に着手し、市内各地に街路樹が植えられたことに始まるとされています。このときに植えられたものがイチヨウ、スズカケノキを初めとする10種類で、現在も千代田区ではイチヨウ、スズカケノキ、トウカエデの3種類だけで全体の約半数を占めているそうです。その後、関東大震災や第二次世界大戦など、二度にわたる焼失がありました。もともと区道は都道であったという経緯から引き続き同様の樹木が植樹されてきました。それが現在にまで引き継がれているのです。私は、むしろ都道から引き継ぐということではなく、区の独自性というものを重んじていただいて、区の独自性ある樹木を植えていく、まちなみに合ったものを植えていくということが必要なんではないかというふうにかねがね思っております。

区内の半数を占めるイチヨウ、スズカケノキ、トウカエデは、成長が早く、大気汚染や人の往来に強いこと、乾燥や夏の暑さに強いこと、樹齢が長いこと、病気や害虫に対する抵抗力が高いことなどと言われています。しかし、その反面、70年を過ぎた樹木には老木化、大木化とし、強風時の倒木の危険があり、根上がりなど道路への影響、落ち葉や病虫害などの発生など、さまざまな課題を抱えています。

映像をお願いします。(スクリーンを写真画面に切り替え)

これは根上がりをしてしまっていて、根が上がって歩道の縁石も持ち上げていくという映像でございます。これから映す映像は、全て区道の街路樹とその周りの映像でございます。

次、お願いします。(スクリーンを写真画面に切り替え)

これはこのイチヨウの木のところは石のプレートが置かれているわ

けでございませぬけれども。

次、お願い致します。(スクリーンを写真画面に切り替え)

今のところを大きく拡大するとこのように盛り上がっているという状況であります。当然、ここを通られる方はここにつまずいて、転んでけがをされるといふ方が非常に多いということでございます。次の映像をお願い致します。(スクリーンを写真画面に切り替え)

これも同じでございます。これは縁石のところ盛り上がっております。

お願い致します。(スクリーンを写真画面に切り替え)

これは根がもう上がってしまったためにプレートがもう置けなくてその上に土をかぶせて、格好は悪いですけども、半分はプレート、半分はこのように土で盛っているという現状でございます。

お願い致します。(スクリーンを写真画面に切り替え)

これは土でなくて、水を通す浸透性のアスファルトで固めているというものだそうでございます。

行く行くはこのように樹木は伐採をされてしまつて、その後の植栽も行われてないという現状でございます。さあ、ただいま映像を見ていただきましたけども、区内の街路樹のこの植栽を見ていただいで、区長、どのような感想をお持ちになられたでしょうか。樹木は悲鳴を上げています。このような現状について、まずは区の見解をお聞かせいただきたいと思います。

次に、根上がり、根が上がったプレートや縁石につまずいて転倒する方が後を絶ちません。通行人にとって安全な歩道空間を確保するためには、区は何をすべきだとお考えでしょうか、お答えください。

樹木は成長しますし、時には歩道を歩かれる方にとって障害になることもあります。私は、歩行者にとって危険な状態が確認されるの

であれば、時には樹木の伐採も当然あり得ると思います。しかし木を切るにしても、当然樹木についての計画があると思います。区はその管理をどのように行っているのでしょうか。区の街路樹を植えるための植栽計画はどのようになっているのでしょうか、お伺いをいたします。

半蔵門から四ツ谷駅までの沿道1.4キロを結ぶ国道麴町大通りでは、皇居から迎賓館まで一体的な統一感のあるまちなみをつくるためユリの木が植えられております。区内には国道、都道、区道と異なる道路管理者がいる中で、千代田区道路整備方針の中では、「各管理者が相互に連携協力しながら整備・維持管理を行っている」と書かれています。今までのような協議がなされているのでしょうか、お伺いをいたします。

以上、2点について質問をいたしました。区長並びに関係理事者の明快な答弁をお願いし、質問を終わります。ありがとうございます。

#### ○環境まちづくり部長(保科彰吾君)

桜井ただし議員の街路樹に関するご質問にお答えいたします。まず、街路樹の現状についてでございます。

植栽後数十年を経過し大きくなり過ぎた街路樹は道路構造令に定める建築限界への侵入、倒木の危険や、ご指摘にありましたような根上がりによる歩行通行の障害などによりまして、道路の安全・安心に支障を来す事例など、さまざまな課題を抱えてございます。街路樹は公園や広場など、広い空間ではなく、歩道上の植樹升という極めて限られた生育空間の中で日々排気ガスやビル風にさらされるなど、過酷な環境に置かれております。これまで区では、街路樹の路線的な更新などを実施しておりませんが、倒木や枯損木の撤去、沿道のビル建築などによる現状復旧など、対症的な対応にとど

まっております。しかしながら、現在、区内区道主要路線の街路樹の樹木診断調査を実施しているところでございます。今後、調査結果を踏まえまして、道路空間に即した街路樹のあり方などの対策を検討してまいります。

次に、通行人にとって安全な歩道空間の確保についてでございます。道路の安全確保のためには日常点検や適正な維持管理を行うことはもちろんのこと、誰もが安全で安心して快適に利用できるユニバーサルデザインの考え方に立ち、道路を整備していくことが重要と考えてございます。

そのため、誰にでも優しい安全で安心な道路。まちなみや環境に配慮した潤いのある道路。地域で支える地域のための道路という3つの将来像とその整備のあり方を示す道路整備方針の素案を作成し、現在、常任委員会でご意見を頂戴しているところでございます。次に、街路樹の植栽計画についてでございます。

街路樹を取り巻くさまざまな課題に対応するため、道路整備方針の中で樹種選定や樹木の更新を含めた維持管理の考え方を示す街路樹整備の個別指針の項を設け取り組むことといたしてございます。今後は道路空間やまちなみ、環境、用途等を考慮した街路樹の植栽や適正な維持管理につままして、道路整備の機会などを捉えて沿道の皆様方からなる協議会を設置をし、地域の皆様のご意見を頂戴しながら街路樹の樹種選定や整備以後の維持管理をも視野に入れて地域に愛される道づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、異なる道路管理者間の協議についてでございます。

行政界を越えて広域的な区間を結ぶ国道や都道のような広幅員の幹線道路と、区内で完結する生活道路の区道とでは道路としての機能が異なり、また植栽できる街路樹の樹種も異なるのが実情でございます。したがって、統一的な整備を進めるのは難しい面がある

のは事実でございます。しかしながら、ご指摘のような皇居から迎賓館までの例のほかに、例えば皇居周辺道路につきましては皇居周辺道路景観整備計画に基づいて、国と都と区が連携して整備しているという例がございます。今後もそうしたケースに際しましては、道路管理者相互間の連携を図りながら整備に取り組んでまいります。

〔政策経営部長清水章君登壇〕

○政策経営部長（清水章君） 桜井議員の改正民法についてのご質問にお答えいたします。

まず、改正民法に対する区の認識についてでございます。民法の定める成年年齢は、単独で契約を締結することができる年齢という意味と、親権に服することがなくなる年齢という2つの意味を持つものでございますが、この年齢は明治29年の民法制定以来20歳、二十と定められておりました。そしてこれは明治9年の太政官布告を引き継いだものと言われておりますので、一般の成年年齢の見直しが約140年ぶりの大きな改正であることは議員ご指摘のとおりでございます。

区といたしましては、18歳の若者が自らの判断によって人生を選択することができる、そういう環境を整備するとともに、その積極的な社会参加を促し、社会を活力あるものにするというこの法改正の目的を受けとめまして、その社会的な影響をしっかりと見きわめつつ、新たな成年年齢の定着に必要な取り組みを行う必要があると認識してございます。

次に、区民生活への影響についてでございますが、今回の法改正にあわせて複数の関係する法律も改正が行われます。一例を申し上げますと、飲酒や喫煙、競馬などの公営競技の投票券の購入などは20歳、二十が維持されますが、一人で有効な契約をすることができ

る年齢や、親権に服することがなくなる年齢は18歳に引き下げとなつてございます。したがいまして、18歳という若年者が消費者、契約者として責任ある立場になるという点が区民の皆様方に最も大きな影響があるものと考えてございます。

次に、区民に一番身近な自治体としての本区の姿勢についてでございます。今回の法改正に伴いまして、本区の条例等の諸規定及び区の独自施策につきまして、18歳に引き下げるものと20歳、二十を維持するものと今後整理をまいります。また、若年者の消費者保護と消費者教育の充実・強化につきましては、国や都、他の自治体等の動向も注視しながら有効な手段を検討し取り組んでまいります。